

第4回 労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会

日時 平成15年2月19日(水) 13:00~

場所 労働基準局第一・第二会議室 16階

#### ○保原会長

それでは定刻になりましたので、ただいまから第4回労災保険部会を開催いたします。平成14年3月の開催以来5人の委員の交替がありましたのでご紹介いたします。労働者代表のほうでは田中利夫、全国造船重機械労働組合連合会書記長から内藤純朗、全国造船重機械労働組合連合会書記長に。また鈴木健一、全国化学労働組合総連合会会長から寺田弘、日本化学エネルギー産業労働組合連合会事務局次長にそれぞれ代わられています。

次に使用者のほうでは宇田川靖日本通運株式会社常務取締役から川合正矩、日本通運株式会社取締役執行役員に。また高梨昇三、日本経営社団体連盟環境社会部長から紀陸孝、日本経済団体連合会常務理事に。廣田進、日立造船株式会社代表取締役から杏宏一、石川島播磨重工業株式会社顧問にそれぞれ代わられています。

なお、本日は岸委員、金城委員がご欠席でございます。まずはじめに労災補償部長から一言ご挨拶をいただきます。

#### ○労災補償部長

ただいまご紹介いただいた労災補償部長の高橋です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。部会の各委員の先生方には、日頃から労災補償行政の推進に当たって大変貴重なご意見を賜っているところでございます。この場を借りて感謝を申し上げる次第でございます。また、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございました。本日の当部会においては、労災保険率等の改正。また、介護補償給付の限度額及び最低保障額の改正等について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要項及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要項、この諮問を行わせていただきたいと思いますと考えておるところです。

併せて、平成15年度の労働保険特別会計、労災勘定の予算案は現在国会で審議がされておりますが、その概要についてご説明するとともに、労災報告の適性化に関する懇談会報告書、またじん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについてそれぞれご報告をさせていただくこととしています。詳細、内容についてはそれぞれ後ほど担当課室長から説明をさせていただきますが、どうかご審議のほどよろしくお願ひ申し上げて、簡単ではありますがご挨拶に代えさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

#### ○保原会長

どうもありがとうございました。議事に入る前に議事の公開についてご相談をさせていただきます。お手元の「口頭了解事項」という紙をご覧ください

と思います。労災保険部会については、従来議事録については公開、議事については非公開の扱いとしておりましたが、審議会の一層の透明化を図るため、お手元に本部会の資料として別にお配りしているように、本労災保険部会については会議は原則として公開するというにしたいと思います。ただし、公開することによって個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、または率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には部会長は会議を非公開とすることができるとし、また部会長は会議における秩序の維持のため傍聴人の退場を命ずるなど、必要な処置を取ることができるということにしたいと思いますが、この取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○保原会長

ありがとうございました。それでは以後、原則公開とさせていただきます。では、本日の議題に入らせていただきます。本日の最初の議題は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱についての諮問案件です。まず事務局からご説明をお願いします。

○労災管理課長

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱、それから労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱、これは資料としてご用意していますので、まず読み上げたいと思います。

○課長補佐

資料1の2頁目から読み上げます。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労災保険率の改正等

- 一 労災保険率を別添1のとおり改正するものとする。
- 二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項の非業務災害率を1,000分の0.9（現行1,000分の1）とするものとする。

第二 特別加入保険料率の改正

- 一 一人親方等の特別加入に係る第2種特別加入保険料率を、別添2のとおり改正するものとする。
- 二 海外派遣者の特別加入に係る第3種特別加入保険料率を1,000分の5

(現行 1,000 分の 6) に改正するものとする。

### 第三 施行期日等

- 一 この省令は平成 15 年 4 月 1 日から施行するものとする。
  - 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。
- 続いて 10 頁から読み上げます。

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」

### 第一 介護補償給付及び介護給付の限度額等の引下げ

- 一 常時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を月額 10 万 6,100 円 (現行 10 万 8,300 円) に介護に要する費用を支出して、介護を受けた日がない場合等であって、親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を月額 5 万 7,580 円 (現行 5 万 8,750 円) に引き下げるものとする。
- 二 随時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を月額 5 万 3,050 円 (現行 5 万 4,150 円) に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であって、親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を月額 2 万 8,790 円 (現行 2 万 9,380 円) に引き下げるものとする。

### 第二 障害補償年金受給権者または障害年金受給権者の定期報告に係る診断書添付の廃止について

- 一 障害補償年金または障害年金の受給権者の定期報告の際には、障害の部位及び状態に関する医師または歯科医師の診断書を添えることとしているが、これを廃止するものとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

### 第三 施行期日等

- 一 この省令は平成 15 年 4 月 1 日から施行するものとする。
  - 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。
- 以上です。

### ○労災管理課長

いま読み上げた省令案要綱の最初の別紙 1、2 頁のほうの労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱、この中で第 1 の 2 でわかりにくいところがあるかと思うのでご説明します。第 1 の労災保険率の改正等の 2 に「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 12 条第 3 項の非業務災害率」とありますけれども、これは労災保険のいわゆるメリット保険

料率の算定に当たり、業務災害には関わらないということで、労災保険率から減ずる率を規定しているものです。具体的には通勤災害等に係る率のことです。これは労災保険率の構成要素として、後ほど数理室長のほうからご説明しますが、労災保険率の一部を構成しているものです。12頁以降の参考1として労災保険率等の改定について用意していますので、数理室長から説明させていただきます。

#### ○労災保険財政数理室長

数理室長の南でございます。よろしくお願いたします。私のほうから労災保険率の改定についてご説明をさせていただきます。資料については管理課長が申し上げたように12頁以降の参考をもちましてご説明をしたいと思います。

今回、平成15年度に労災保険率等の改定を行うこととしたいということで、労災保険率については、事業の種類ごとに収支が均衡するよう各3年間の災害率等を考慮して決定されるものとされており、今回の労災保険率の見直しについては、前回の改定が平成13年4月でしたけれども、それから2年しか経っていないわけですが、近年労働災害が減少していること等によって労災保険率の引下げが可能な状況にあるとともに、今日の経済情勢のもとで相対的に負担感が増している等の状況にあること等から、当初、来年の4月に予定していた労災保険率の改定を1年早めて本年4月に実施したいと考えているところです。

労災保険率については、徴収法令に基づいて、将来にわたる労災保険の事業にかかる財政の均衡を保つことができるように、事業の種類ごとに過去3年間の災害率等を考慮して決定するとされています。ということで、今回は平成11年から平成13年度の災害率等に基づき、算定したところです。

改定内容ですけれども、全体の労働災害の減少及び過去債務分料率の引下げにより、全体としては改定前の料率から1,000分の1程の引下げになる見通しです。

12頁の真ん中に「改定内容」というのを付けておりますけれども、一応現行として平成13年度の数字ですが、全体の1,000分の8.4ですが、災害料率分、これは業務災害の発生度合いに応じて徴収ということになる分ですけれども、それが1,000分の5.3から1,000分の4.9、それ以外の過去債務分、これは後でご説明申し上げますけれども、それは1,000分の0.6から1,000分の0.1、先ほど課長が申し上げたように非業務災害率分、これは専ら通勤災害等に係る料率ですが、それが1,000分の1から1,000分の0.9ということです。

この中で過去債務分について若干ご説明申し上げます。労災保険においては年金等の長期給付、年金等で20年なり30年ぐらのお支払いをしているわけで



すが、その長期給付に係るものについて労災事故を起こした責任は労災事故を発生させた事業主が負うべきという観点から、将来にわたって年金を給付するのに必要な費用は、事故を起こした時点の事業主集団から全額徴収する方式と、これは充足賦課方式と言っていますが、それを採用しており、これによる収入で年金等をお支払いしているわけですが、将来にわたる年金に係る費用については積立金として保有しています。

この方式が採用されたのは平成元年度以降であり、それ以前については必要額のうち6年相当分しか賦課していなかったということで、その徴収しきれていない部分がいわゆる過去債務分と称しており、現行では、全業種一律に1,000分の0.6を賦課していたところですが。

今回の改定において、年金受給者の将来給付に係る必要な額について、最近の賃金上昇率等が減少しているという状況を加味して、再計算したところ必要額は低く見込まれるということで、そのため、過去債務分が1,000分の0.6から1,000分の0.1に引き下げられるということになった次第です。

それから非業務災害率の改定の関係ですが、労働災害の発生状況を基調に当然見直しを図ったわけですが、通勤災害に係る災害率についても減少傾向が見られるということで、徴収則の16条を改正して、非業務災害率を1,000分の1から1,000分の0.9に改定したと考えています。

12頁についての労災保険率改定の概要ですが、業種別の改定案については13頁です。全業種平均で1,000分の1の改定ですが、事業の種類ごとに災害率、災害の程度、減少程度も異なりますので、全事業の種類ごとに差異はありますが、全業種で引下がるということです。その引下げ幅は1,000分の0.5から1,000分の4ということです。

それから料率表示の関係ですが、これは平成13年度からですが、1,000分の10未満については一応0.5刻み、それ以上については1,000分の1刻みということは従来どおりです。

特別加入保険料率については次の14頁です。いわゆる労働者以外の方で、業務の実態や災害の発生状況などから、労働者に準じて保護するのが適当である方についても、労災保険の対象として特別加入制度というものを設けていますが、業種別の労災保険率の改定、見直しと合わせて特別加入保険料についても見直しを図り、14頁にあるとおりですけれども、第2種について17業種中12業種で引下げ、5業種は据置きとなったところですが。第3種特別加入保険料率、これは海外派遣労働者等に関するものですが、1,000分の1の引下げとなったところですが。全体の影響ですが、保険料率を改定しない場合と比較して、料率では1,000分の1引下げですが、一応保険料収入としては1,400億円程度の減少となる見込みです。

13 頁に戻っていただき、労災保険率の中で、いちばん上の欄の林業のところを説明申し上げたいと思います。事業の種類現在 52 種類あるわけですが、今回林業については現在木材伐出業とその他の林業という形で 2 区分されていますが、今回両者を統合したいと考えているところです。その理由としては、1 つは最近の林業をとりまく状況ですが、長期にわたる木材価格の低迷、これは外材が非常に安く入っているということの影響ですが、それで木材価格が低迷していること。それと経営コストの上昇によって林業の採算が悪化しているということで、国内の生産高は非常に減少を辿っているところです。

一方、最近は環境保全等の問題でいわゆる国土の保全とか、水資源のかん養とか、地球温暖化防止というようなことで、森林の機能に対する国民の期待が非常に高まっている状況で、最近、林業関係では木材生産のほうから環境保全等にウェイトが傾いているような状況が見られます。それに伴い、木材伐出の方法も、かつては一山を請け負い、すべて伐採して林業架線により運搬するという形をとっていましたが、最近の良い材だけを選んで木を切ると、その後にまた植栽をするという形で、業態が変化しているということです。そのため、「その他の林業」これはどちらかというところと植栽とか間伐等の業務を類しているわけですが、「木材伐出業」と「その他の林業」との明確なところができにくい状況になってきています。

それから災害の形態をみると、木材伐出業では伐木作業等で、激突災害等がありますが、「木材伐出業」と「その他の林業」とも森林の山間部で行われる作業ということで、一致しているところであり、災害の種類の点から見ても両者を統合することについて問題は生じないのではないかと考えています。

林業の業界としては、労働者数が非常に減少しているような衰退産業であるということと、高齢化が非常に進んでおりまして、林業全体としても衰退化が避けられない状況です。そのように作業実態とか産業としての状況を踏まえ、両者を統合したいと考えています。

これについて業界の状況ですが、2 業種の統合については私どももこういった問題意識を持っていたわけですが、林業業界自身においてもかねてからの要望事項があり、昨年 12 月 17 日に日本林業協会を中心とする林業関係の団体等の連盟により、労働基準局長宛に業種の統合についての要望が出されたところです。私どもとしては、業界団体に対して業種統合について、特に「その他の林業」ですが、料率引上げになるということですので、事業主団体のコンセンサス作りをお願いしたわけですが、現段階において業界のほうでもコンセンサスを得られているとお聞きしています。

一応、料率改正関係についての説明は以上です。

○労災管理課長

2つ目の省令案ですけれども、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案、それについて私のほうから説明します。これは15頁の参考2と参考3です。15頁の参考2のほうは、介護補償給付の額の引下げについてです。介護補償給付と申しますのは、1にあるように障害補償年金、または傷病補償年金の受給権者で常時または随時介護を要する状態のある者に対して、毎月介護に要する費用を支給するものです。

2つ目として、今般最高限度額として、親族介護時の最低保障額について次のような引き下げを行いたいと考えております。この表にありますが、先ほどの要綱に書いてあった内容と同じですが、常時介護を要する者と、随時介護を要する者それぞれについて、常時介護を要する者の最高限度額を10万8,300円から10万6,100円へ。最低保障額を5万8,750円から5万7,580円。それから随時介護を要する者の方ですが、現行の最高限度額を5万4,150円から5万3,050円と、最低保障額が2万9,380円から2万8,790円と引下げを行いたいと思います。

施行期日ですが、本年の4月1日からを予定したいと思います。

次に参考3ですが16頁です。障害補償年金受給権者の定期報告に係る診断書添付の廃止についてですが、趣旨として障害補償年金受給権者の負担軽減を図るということで、その方が定期報告を行う際に「診断書を添付する」と現行省令では規定されていますが、それを廃止したいと考えています。

概要ですが、現行で労災年金を適性に支給する観点から、労災年金の受給権者に年1回そのものの障害の状態、年金受給権変更の有無など確認するための定期報告を提出していただいております。この内、障害補償年金受給権者の方には、その定期報告の際に受給権者の住民票の写し、または戸籍の抄本、それから障害の部位及び状態に関する医師または歯科医師の診断書を添付するとされております。

今回、障害の部位及び状態に関する医師または歯科医師の診断書の添付を廃止したいと考えております。

なお、障害補償年金受給権者はその障害の状態に変化があった場合、随時障害等級の変更の申請を行うことができるとなっており、診断書の添付を廃止しても、特段年金受給権者の支給に支障は生じないと考えております。

この施行期日ですが、これも本年の4月1日からを考えております。以上です。

○保原会長

ただいま事務局から労災保険料率の引下げ、介護補償給付額の引下げ、障害



年金受給権者の定期報告に係る診断書の添付廃止の3つの件について説明がありました。ただいまの説明についてご意見、ご質問をお願いします。

○真島委員

介護補償給付の引下げについて理由の説明がなかったように思うのですが、それについて説明していただけませんか。

○労災管理課長

介護補償給付の限度額の関係で、制度発足以来同様の現金給付で介護手当を支給している制度がいくつかありますが、その最高額を定めている原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、いわゆる原爆法あるいは原爆被爆者援護法ですが、それに基づく介護手当と同額としてきました。

原爆法に基づく介護手当が、過去4回ほど引き上げられたときにも、その並びでこの介護補償給付の限度額も引き上げてきたところですが、今般原爆被爆者の介護手当の上限額の引下げが予定されていて、その介護手当の均衡を考慮して、労災保険の介護補償の給付額の引下げを行うものです。

ちなみに原爆被爆者の介護手当の上限額がなぜ引き下げられるかということ、2.03%引き下がるのですが、ちょうど人勧並びの数字になっていて、ただ原爆被爆者の介護手当との制度の均衡を図るという趣旨で、今回引下げを行いたいということです。

○久保委員

労災保険料率が下げられる状況になっていることは非常に結構だと思うのですが、これと労働福祉事業費との関係ですが、今回料率を下げられることによって保険料は下がります。従来の122分の22との関係なのですが、近年は未払賃金の立替払いが非常に増えているので、この額が景気の状態が急によくないとすれば、足下の状況は今後も続くと考えざるを得ません。

そういった場合に、ここで保険料収入が減って、福祉限度額が122分の22ということで、一方で未払賃金の額が200億を超えるようなレベルとしたときに、限度額の122分の22というのが平成15年度とクリアできるものなのか、その辺の見通しはどうなのでしょう。もしできないような状況になった場合はどうお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○労災管理課長

未払賃金立替払い事業費と労働福祉事業費等のありていに申し上げれば限度額の関係ですが、後ほど平成15年度予算について説明いたしますが、ギリギ

り労働福祉事業費等の限度額の中に労働福祉事業費は納まっている状況です。したがって、平成 15 年度予算では、いまの段階の見通しでは問題なく推移すると考えています。

一方、委員がご懸念のような、今後さらに増大するのではないかというものがあるかと思しますので、予算が成立した後、若干運用状況を見て、労働福祉事業費の限度額との関係を再検討、限度額の対象から外す方向で見直しをしたいと考えています。これについては然るべき時期に改めて労災保険部会にお諮りしたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○佐藤委員

今回の労災保険料率の引下げは、率直に言うとな新聞報道などがずっと前からあったわけです。有力な政治家がいろいろ言ったり、雇用保険の引上げ絡みの中で労災保険料率の引下げも検討するとか。本来ならこの審議会で議論されるべきなのにトップダウンのような形で降りてきて、繰り上げて見直しをするという手法です。世の中は政治と切り離して物事を考えられないのかもしれませんが、私たち委員としては奇異な感じがします。最もそういう議論がされているときに、審議会として一定の見解をまとめるとか、そういう必要性があったのではないかと思います。

今回の諮問の対象になっていないのですが、第一種特別加入というのがあります。私たちの組合は零細な、本当に小さな事業所の親方も抱えているわけです。そうすると、事業主が第一種特別加入をする場合、例えば鉄鉋業で言うと、鉄鉋は当然作業場で加工をします。出向いて行って建築をします。そうすると、その事業主は製造業でも入らなければならない、建設業でも入らなければならない。それがそれなりの比率で按分されているのならわかるのですが、1人の人間が365日の倍働くわけではないのであって、適切な按分を早くから求めているのですが、なかなか芳しい返事がありません。そういうことについて考えがあれば述べていただきたいと思ひます。

もう1つは、林業がそういうことでまとめられましたが、いま産業全体について考えたときに、それぞれの産業に特色があるのはわかっていますし、災害の発生率もそれぞれ違うのでしようけれども、IT化時代、省力化ということで、非常に垣根が取り払われつつあると思ひます。この産業分類のような業種区分は時代に即してないのではないかと思います。今日即ちその答えをいただかなくてもいいのですが、業種ごとにもう少し検討があつて然るべきではないかと思ひます。この部分についてはお答えをいただきたいと思ひます。

#### ○労災補償部長

いま佐藤委員から3点ご指摘がありました。まず第1点目の今回の見直しにかかわる経緯等をご指摘いただいています。これは言うまでもなく労災保険の見直し、改定というのは他の制度とは異なって、何年に一遍改定をすべしという枠組みにはなっていません。ただ、冒頭のご説明にもありましたが、見直す場合には過去3年間の災害動向等を踏まえながら直しなさいということです。できるだけそういう意味では、最新のデータを踏まえて考えるのなら、3年ごとの見直しというのが結果として1つの頻度として出てくるかと思えますし、事実これまでの経緯等から見ると、おおむね3年ごとに見直してきました。そういう意味では、制度の安定性ということでは3年ごとの見直しは当然踏まえて考えていかなければならないと私どもは思っております。

ただ、一方でこの問題について最初にいろいろな問題提起があったのは、積立金との問題があります。現に7兆4,000億に上る積立金があります。これに対してのいろいろな議論があります。その中で、広く言えば労災保険も社会保障の1つの制度です。もちろん他の制度とはまた違った事業主責任が背景にはあります。

全体としていろいろな形で負担が増えている中で、一方で現実に労働災害が減少している中で、全体としての負担軽減も何かしら図れるものがあるならば、やはりそれに対応していくのも1つの政策判断ではないかという観点から、私ども、今回災害が減少していることを踏まえて、2年しか経過していないわけですが料率引下げを、そういう事情を総合的に勘案して、1つの政策判断として改定をしようということで諮問をさせていただいています。

そういう経過で、確かにいろいろな形で、例えばこの審議会等もその時点で十分に開いて、ご意見をいただくということもある意味では考える必要があったのかもしれませんが、動きながら判断をしたということで、なかなか時間的な余裕もなかったこともぜひご理解を賜りたいと思っています。

いずれにしても、今後労災保険率のあり方等々については、今後とも当審議会部会の各委員のご意見等も踏まえながら、最も適切に対応したいと思っています。

#### ○補償課長

特別加入の件ですが、佐藤委員のご指摘のとおり、従来からそういうご要望は承っていますが、いまのところ同じ事業主が鉄工所を営んで、かつ建築現場に行ってやるという状況の場合には、それぞれの加入をしていただくということで取扱っています。いまのところそれについて変更は考えていないところで

○労災保険財政数理室長

業種の統合の関係ですが、今回は林業について業界の事情もあって、こういった形で統合の案を出したわけです。業種の分類に当たっては、災害の種類、作業態様、費用負担の連帯性、災害防止活動の浸透ということで、業界組織の状況とか、保険集団としての規模等を考慮して決定しているところです。

大きな変化があった場合には、統合や分離等で見直しを図っていきたいと考えています。52、51 ということで数が多いのかもしれませんが、今後とも時代の変化に応じで統合ができるところは統合するということは随時検討していきたいと思っています。

○佐藤委員

関連してですが、最初は部長がお答えになった話で、審議会を開くべきだったかというような感想があったのですが、ぜひそうしてほしいのです。佐藤個人が労災保険部会の委員をしているということはみんなが知っていて、新聞に出ると皆さんが「一体どうなるのだ」と聞いてくるわけです。「私には雲の上の話だ」と言って、そのときには全然省側からの話もありませんでした。私は結果的にそういうこともあるかなとは思いますが、審議会尊重という立場でやっていただきたいと思います。

いま第一種についてお答えされたので、それは検討いただきたいと思います。今日第二種の保険料率を検討するようになっていきます。第二種ももともとは4月から3月で1年と数えていたわけです。3月1日に入っても365日分を払っていたのです。そういうことしかできないと当局はずっと言ってきたのです。それが月で等分していいと改正されました。

いま私が言っている本当に零細な事業所で、事業主が現場に行ったり、その作業場にいたりするということはいくらもあることであって、これをそれぞれについて365日について掛けろというのは論理的にも破綻していると思います。私たちが言っていることのほうが正しいと思います。実態をよく調べてほしいと思うのです。

2業種を適用することについて、いろいろな実態に即してというお考えがあります。「実態に即して」とおっしゃるのであれば、1度細かく私どもの中でも事業主であって労働者のような人たちはたくさんいますから、1度調べていただきたいと思うのです。そうでないと、1年は365日なのであって、その人だけ倍の仕事をするわけではないのです。よろしくご検討いただきたいと思います。

○中桐委員



私どもも実は佐藤委員と同じ気持ちです。始めに結論があって今回の諮問に至っていると判断しています。無理が通れば道理が引っ込むというのがありますが、部長の説明を聞いていてもいくつかの問題点を感じています。

第1には説明の中に「労働災害が大幅に減少しているから保険料率を下げる事が可能」という説明がありました。これについてですが、確かに新規の受給者数は減少しています。一方で労働災害の報告が適切に行われているのかどうか、労災認定が適切かつ迅速に行われているのかどうか、これは大変疑問に思います。

去年の衆議員の厚生労働委員会の中で、厚生省の保険局長のほうから報告があったらしいのですが、本来労災扱いにすべきものであるけれども、国民健康保険に請求されたケースとして、2000年度で13万6,000件、額にして24億8,000万円あったと報告をされています。もう一方で、過労死なり、じん肺者の労災認定についてやっと改正が行われたわけですが、その他の労災認定についてその基準が適切なのかどうか、それについて疑問を持つ労災患者の方々遺族の方々、国民も多いのではないかと思います。

労災の審査体制についても、これも一昨年ですが、新聞報道の中で日米で10倍の期間の較差があるとありました。これまでの間にそれが解消されたかどうか、その後も新聞報道を見ていますがそのようなものはありません。

私は中央の労災保険の審査会の参与をしていますが、つい最近の話ですが、9名いる会長と委員のうち、3名が一遍に交代をします。我々参与も審理に参加するのですが、1つの委員会には審査長と委員が2名付いていますが、我々の所属するところではその全員が交代をすることです。

労使の参与とも思っているのですが、このようなことが行われると審査が遅れるのではないかとということをお大変心配しています。このような措置が取られていることはちょっと信じられないというのが、私どもの実感です。このようなことをまず変えていかないと、「労災は大幅に減少しています」というような言葉を聞いても、納得できる方がいるのでしょうか。まずそこは疑問に思います。

第2番目の問題ですが、事業主の負担感が増し、労災保険がもらえないまま失業する方々、リストラが進んで職場の人員が縮小されています。ストレスの増加もあるし、メンタルヘルスや自殺の増加もあります。過重労働も最近いろいろ出ていますが、サービス残業の問題、こういったものの横行もあります。

こういった状況におかれている労働者への対策の強化など、セーフティネットの強化といったような提案が事業主への配慮とともにあって然るべきではないかと思います。それについては次の予算案の中に本来盛り込まれているべきものなのでしょうけれども、その説明をする機会は多分ないと思いますが、こ



の点についてバランスを少し欠いているのではないかと思います。

もう1点ですが、先ほどの介護補償給付引下げ案の問題です。他の制度との均衡ということについて、先ほどの説明ではどういう議論があったかは少しわかりましたが、それでいいのかどうかについてここでは何も議論ができません。

厚生労働省に移行して、旧労働省と厚生省の間で制度の統合などを進めることについて、我々は基本的に反対はしませんが、目的の異なる制度間で、調整、均衡という場合に、何が可能なのか、どういう問題があるのかということについて、国民にも開かれた形で議論をする必要があるのではないかと思います。

これまでは制度の発足以来そうしてきたということですが、いまはデフレの時代で、給付を引き下げるという場合にそれで生計を立てている方々にとってみれば、これは大変なことになります。そういった方々の声も聞かなければいけないと思いますし、他の制度が下がったから自動的に下げることについて、やはり疑問を感じます。ぜひそういったものについてきちんと議論ができるような場をつくっていただきたいと思います。

この問題に似た体験があって、昨年4月に診療報酬が見直されました。その際に労災患者の中で振動病の方々がリハビリを受けるのですが、その回数が一般患者と同じだということで制限をされて、通っていた病院からあなたの回数は終わったから他に移ってくれと言われて、移らされたケースがありまして、北海道なり高知なり、こういうところで実際にたくさん事例が出てきていました。こういう経験もしているわけで、ぜひこういう問題について、これまで通達を一本出されて「こうなります」ということでしたが、該当する労災患者なり、治療を受けている方々にあらかじめ相談なり、代表する機関との相談なり、そういったものを決める公開の場があって然るべきだと思うので、ぜひ政府の説明責任も含めて、そういったことについて今後ぜひ配慮をお願いしたいと思います。以上です。

#### ○労災管理課長

災害の減少の程度ですが、数字を見ますと重大災害は横ばい状態ですが、新規の災害発生状況を見るとかなり減少しています。今回の労災保険経済という観点からすると、そういった災害の減少の状況を踏まえて見直しをするということですが委員のご指摘があったように、それが本来の労災保険給付に支障があるような料率の引下げはあってはならないわけで、我々も労災保険の運営がまず健全に、的確に行われることを第一義に料率の見直しを行ったものです。

ご指摘のように、労災補償として申請されるべきものが申請されないということもあってはならないわけですし、申請の面あるいは的確に認定、適切な認定も行わなければなりませんし、認定に要する時間もできる限り迅速化を図ら

なければならないということで、そういった問題意識は十分我々も承知しているので、今後ともしっかりやっていきたいと思えます。

それから、単に事業主の負担感の問題ではないというのもおっしゃるとおりだと思います。労働者、被災労働者あるいは遺族の方々の問題ということで、労災補償行政の課題というものを的確に対応するように踏まえ、予算的にも十分めりはりを付けて、必要なところには必要な予算を付けるということでやっていきたいと考えています。

介護補償のことですが、現状では適切などという水準に介護補償給付があるべきかという指標としては、現在のところは原爆被爆者の介護手当しかないものですので、これに依らざるを得ないと考えています。しかし今後とも問題意識は十分に持ってやっていきたいと考えています。

○保原会長

その他にございますか。

○岩村委員

特に今回の諮問案についてではないのですが、今後の審議のあり方について若干の要望を申し上げたいと思えます。いまの各委員のご発言にもあったかと思うのですが、諮問案について、労災保険率を引き下げることによって提案があったのですが、例えば災害発生率が下がっているという説明はあるにしても、それについての資料が一切出ていないです。計算等は確かに複雑なので、それをすべて出せと言っても無理があると思えますが、少なくとも保険率を下げることの裏付けになる資料は出していただかないと、我々としては評価のしようがないという気がしますので、それは少しご検討いただきたいと思えます。

それから、介護補償給付についてですが、今回の諮問案については特に異論はありませんが、今後の要望としては、やはりこれも下げることであれば、いままでは右肩上がりできましたから上げることについては誰も異論は唱えないのであまり問題はないと思えますが、下げるという話になると状況は違うので、下げることの根拠になるデータはぜひ出していただきたいと思えます。

先ほど原爆介護手当とのバランスと、さらにそれが人勧との横並びという話がありましたが、それが本当にデータになるのかどうか、私はそこはやや疑問に思うので、今後こういう形での諮問が出るに当たっては裏付けになるデータを資料として出していただきたいと思えます。

○保原会長

その他にございますか。特にないようでしたら、諮問案件について当部会と

しては議論を尽くしたということで、妥当である旨労働条件分科会に報告をしたいと考えますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○保原会長

報告文については私に一任いただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

続いて議題2に移ります。平成15年度労働保険特別体系労災勘定予算(案)概要について、事務局からご説明をお願いいたします。

○労災管理課長

お手元にお配りしている資料2の17頁からご説明いたします。1枚目は平成15年度労働保険特別会計労災勘定予算(案)概要です。具体的にその内容が18頁以降です。

まず歳入合計ですが、平成15年度予定額は1兆4,159億ということで、前年度に比べて2,510億の減で、率にして15.1%の減です。その内訳ですが、1番目は他勘定より受入れ、この他勘定というのは徴収勘定です。その中でいちばん大きいのは保険料収入で、1兆435億で、前年度比2,029億の減です。備考欄にあるように、労災保険料率の改定分1,000分の1の引下げ、最近の経済動向ということで、雇用者所得の減を考慮した収入予定額です。前年度16.3%の減です。

2番目は一般会計より受入れで、13億700万です。前年度と同額です。これは労災保険事業に対する国庫補助見込額です。3番目に未経過保険料の受入れで、289億ということで、前年度と比べて32億の減です。未経過保険料はすでに収納された有期事業に係る保険料のうち、平成15年度に係る保険料を前年度から受け入れる見込額です。32億減少していますが、有期事業を行っている事業主の方から複数年度分として一括して徴収する保険料額そのものが減少している影響です。

4番目が支払備金の受入れです。支払備金は備考欄にありますが、すでに業務災害及び通勤災害を受けた労働者等に対して支払われるべき給付見込額です。平成15年度予定額が1,909億ということで、218億の減です。これは保険給付費、特別集金の減少を反映したものです。

5番目が雑収入で、1,508億ということです。前年度比で230億、率にして13.2%の減です。その大部分を占めるのが、備考欄にありますが、「預託金収入」で、財政融資資金に積立金を預託しておりますが、その利子収入が減少してい

る。平成 15 年度の見込みでは 1,257 億円と見込んでおります。以上が歳入です。

次の頁、19 頁以降は歳出です。歳出の総額が 1 兆 2,106 億円ということで、前年度比 1,162 億円の減。率にして 8.8 % の減です。

1 つ目の「給付費」です。給付費全体では 9,4013 億ということで、前年度比 748 億円の減です。それぞれ、給付費の中に保険給付費と特別支給金があります。保険給付費が平成 15 年度要求額が 8,117 億円、前年度比 617 億円の減。特別支給金が 1,296 億円、前年度比で 131 億円の減です。これは、先ほど料率の説明のところにありましたが、労働災害の減少を反映したものです。

2 番目が「業務取扱費」で、578 億円ということで、5 億円の減。これは労災保険事業の運営に必要な人件費、事務費等で、人事院勧告のマイナス改定 2.03 % などを反映したものです。

「労働福祉事業費」が 1,382 億円ということで、前年度比 48 億円、率にして 3.4 % の減で、これはまた後ほど別紙、次の頁以降でご説明したいと思います。

4 番目が「他勘定への繰入れ」、他勘定は先ほど申しあげました徴収勘定ですが、平成 15 年度が 581 億円ということで、340 億円の減です。この、他勘定へ繰り入れる内容は、保険料返還金、保険料徴収等のための人件費、事務費等ということで、保険料返還金は、保険料収入の減少を反映したのですが、変動幅が大きいということで、かなりの減少を見込んでいます。

人件費、事務費等についても、これは減少していますが、労災勘定と雇用勘定とで、徴収勘定へ繰り入れる負担割合を見直した結果です。

5 番目が「予備費」で、150 億円で、前年度比 20 億円の減ですが、これは給付費のうち短期分の 3 % を計上したものです。

20 頁以降が労働福祉事業費の一覧ですのでご説明いたします。1 番目が「社会復帰促進事業」で、この事業の立て方は、労災保険法の労働福祉事業の条文に沿った 4 号立てられていますが、その条文に沿った事業の立て方です。主なものをご説明します。社会復帰促進事業の中の 1 番目に「補装具・アフターケア等関係費」が増になっていますが、50 億円ということで、若干の増になっております。この増は、備考欄にあります、「特殊疾病アフターケア実施費」、特殊疾病アフターケアというのは、業務災害または通勤災害により、脊髄損傷など、いま 14 傷病を定めていますが、そのいずれかを負傷、り患した方で、症状固定後に、まだ一定の後遺障害のある方を対象にして、後遺症状に動揺をきたしたり、付随する疾病を発症したりすることのないように、予防その他の保健上の措置を講ずるといっていますが、この利用実績が伸びていて、それを反映して、この関係経費が増となっております。



1つ飛んで、3番目に労働福祉事業団交付金、施設整備費補助金という欄があります。これが269億円ということで、24億円の減になっております。「労働福祉事業団」と「施設整備費補助金」というふうに書き分けてありますが、この施設整備費補助金というのは、従来、平成14年度予算までの「労働福祉事業団出資金」に相当するものです。平成15年度から出資金を、「施設整備費補助金」ということに組み替えて計上してあります。

この出資金と施設整備費補助金とは何が違うかという点、使途金額について、予め審査を受けた上で交付されるという点では、出資金も施設整備費補助金も同じですが、施設整備費補助金については、年度終了時に清算を行う、そのため、使途である事業が確実に行われているかどうか。それから目的外に支出されていないかなどが明らかになるという仕組みになっていて、事業の透明性が確保されるということです。

このところで、「既設労災病院等の施設整備等」ということで20億円、10%減を計上しております。

次に1ついって、Ⅱの「被災労働者援護事業」です。この中で大きなところとしては、3番目の、次の頁になりますが、「労災診療費の貸付事業に対する補助金等」、これが平成15年度予定額では158億円ということで、12億円の減になっています。この大きいのが備考欄の(2)にあります、「労災診療被災労働者援護事業補助事業費」ということで、これが114億円となって、前年に比べて9億6,500万円の減です。この事業は、労災指定医療機関に対して、行政のほうで支給決定が行われるまでの間、労災診療費の債権相当額を無利子で貸付ける。貸付けるのが、上にあるように、「委託先」とありますが、財団法人の労災保険情報センターで、そこが労災指定医療機関に対して貸付ける事業で、その貸付源資を、財団法人労災保険情報センターに補助金として交付するもので、貸付源資は年度ごとに清算して、年度末にはまた国に返還されるという仕組みです。

3番目の「安全衛生確保事業」、この中では次の22頁の、また大きなところでは3番目に、「産業医学振興経費」、が91億円で、9億5,100万円ほどの減ということです。

主なものでは、次の23頁、4番目に「労働条件確保事業」があります。1つ目が「未払賃金・立替払事業実施費」ということで、先ほど出た未払賃金立替払事業関係ですが、これが比較増減の欄でいうと、28億円余りの増になります。

労働福祉事業団交付金が244億円から272億円への増ということになっております。

1つ置いて「中小企業退職金共済助成費等」という所で、備考欄にあります



が、これは「中小企業退職金共済掛金助成費」が34億円から27億円に。これは掛金の助成制度の変更に伴い、経過措置の影響がなくなったということで、これだけの減になっております。

いちばん下の欄を見ていただくと、独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金」ということで、これは労働研修所と日本労働研究機構、労働研修所は国の研修機関で、日本労働研究機構は特殊法人ですが、これは特殊法人改革の一環として、来年度10月に、独立行政法人として発足します。それに関連して、一定の労災勘定の予算を計上したというものです。

そのいちばん下の欄に合計欄がありますが、平成15年度予定額が1,382億円ということで、前年度比48億円の減。ただ、この未払賃金立替払金の+28億円を除くと、-76億円という状況です。

○保原会長

それではご意見、ご質問をお願いします。

○中桐委員

立替払制度の件は、いまのでも、何か説明はありますか。

○労災管理課長

先ほども久保委員のご質問にありましたが、立替払については、現段階では十分な予算を積んでいると考えておりますが、労働福祉事業費との関係で、限度額122分の22の対象とすることが適当であるかどうか。やはり再検討が必要であろうということです。具体的には、その限度枠の対象から外すという方向で検討したいと考えております。時期については、また改めてご相談しつつ、この労災保険部会へお諮りしたいと考えております。

○中桐委員

それに関連して要望したいと思うのですが、国側の不良債権処理がさらに進んでいくというふうに思いますので、どうしても一層の企業倒産が増えるであろうということは明確だと思います。そうなると、いまの勘定ではとても間に合わないのは明白ですし、この制度が本来、つくってから本当に有効に機能するためには、この機関をどうするかということがいちばん大事だと思うわけです。過去の話聞いてみると、やはり労災保険の事業主の責任と共同連帯という形の補償措置であるということで、本制度は労災保険と一緒にやりましょうというような形になっているそうですが、これまでの説明では、別立てにする事務経費が別に係るので大変だからということも聞いております。

その辺は、我々も理解できると思いますが、事務経費はできるだけ節約していただければと思います。これからどうするかというときに、やはりいまの状態は、例えば、支払い制度が本来別の、労災保険とは関係ないと思いますが、別の法律でもありますし、間借りをしているという感じに我々には見えるわけです。

やはり、先ほども少し申し上げましたが、今回どうするか、今後どうするかも含めて、是非労使の代表も参加できるような形で、次の部会もありますが、検討するような場所を是非設けていただきたいということを要望したいと思います。

○佐藤委員

いまの賃確との問題で、賃確法における労働者性の判断を行うのは、この省の中ではどこが行うのですか。

○労災管理課長

それは監督課になります。

○佐藤委員

それでは監督課長にお聞きします。お見えになっているのでしょうか。

○労災管理課長

監督課長は今日は会議で出席しておりませんが。

○佐藤委員

緊急の話なのでちょっと申し上げたいのですが、テレビで盛んに宣伝した新興産業というのがありましたね。あれが事実上の倒産をしているわけです。それが実際は倒産していないように見せかけているのです。こんなこと、言っているのかどうかわかりませんが、我々の調査で、約200件の不払いの状況になっている。この辺りになると、会長や岩村先生も非常に得意な分野だと思われませんが、「ぱっとサイデリア」さんのほうは、労働者として扱わないように、請負契約で、ものを提供した上で、そこの家のサイディングを張ってこいという業務命令を出すわけです。

この間管理課長にお聞きしたら、この問題というか、賃確法において労働者性を争ったことはないというお話だったので、申請が出ればスムーズに扱われるものだと私は思っておりますが、非常に巧妙な請負という問題と、雇用という問題とがゴッチャになったような契約の仕方をしている。これから私どもの

組合では、当然その会社ともお話しをしますし、お宅のそれぞれの段階の所ともお話しをしますが、実態に即して適切な判断をしてほしいということをご要望申し上げておきたいと思えます。

もう1点。この審議会で、喧々譁々の議論をした二次健診の問題です。いちばん最後の紙を見せてもらおうと、平成13年度で1が辛うじて立っている。一体この二次健診の状況はどうなのか。労使入り乱れて相当な議論をした記憶が皆さんおありだと思うので、ちょっと内容を少し報告していただくか、あるいは次回にちゃんとした資料を出してもらおうか。どの程度二次健診を受けて、あるいは会社が業務内容について適切な指導をしているかどうか。ちょっとこれでは見る事ができないわけです。

あのときの議論の中では、福祉事業に含めないで、本来給付に入れる。そこまで議論してここを通したわけですので、それにしても報告がお粗末ではないかと思えます。もし今日出せるなら出してほしいと思えますし、そうでなければ次回、あるいは委員に送付でも結構ですが、上げてほしいと思えます。

#### ○補償課長

二次健診の支給状況ですが、平成14年12月末現在で5,839件という数字になっております。平成13年度と同じ時期の支給件数が1,352件ということでしたので、そういう意味ではかなり増加しているというふうに考えられるわけですが、まだまだ利用実績がもう少しあってもよいのではないかと考えております。

制度等の周知広報については、いろんな方法でやっておりますし、産業医の研修の中でもやっております。二次健診の健診給付機関についても、平成14年10月末現在で5,479医療機関を指定しているということで、態勢としては整っているわけですが、あとは、労働者、事業主がそういう意識をもって、是非積極的に受けていただきたいというふうな周知徹底をしていきたいと考えております。

#### ○佐藤委員

いま言葉でおっしゃったので、少し細かい情報を提供していただけませんでしょうか。例えば労働局単位とか、そういったものがあればいいかなと思えますが、今日でなくていいです。

#### ○保原会長

今日でなくて結構ですか。

○佐藤委員

はい。

○保原会長

おそらくこれは、これからまだいま議論がありますが、一応健保3割負担とかになってくると、おそらくこっちのほうにだいたい流れてくるというか、表現は悪いですが、こちらを利用するということが増えてくるのではないかと思います。

ではいずれにしても次回、お願いします。

先ほど中桐委員から、立替払について検討する場所を設けたほうがいいのかというご意見がありました。いかがですか。例えば、初めは労使でお話をいただくとか。私は全くの思いつきですが。

それでもし具体案が煮詰まった場合には、検討会とか研究会ということもあり得ると思いますが、その前に、労使で大体どういう形が可能かとか、そういうものを検討していただければ、大変ありがたいと思います。

○久保委員

立替払については、これまで位置づけその他でいろいろ議論があったことは事実です。最近、近年、非常に経済状況を反映して高くなっていることも事実だと思います。ただ、さりとてそういう中で、この位置づけとは全く別個に、制度と提案というのが、いま組合のほうから言われたのではないかと思います。そこまでのことなのかどうかについては、いますぐ労使で協議ということなのかどうかについては、ちょっと疑問を感じざるを得ないというのが正直なところです。組合のほうで何かご意見があるなら、とにかくお出しいただくことについてはやぶさかではありませんが、最初から労使で協議ということについては、いかがでしょうか。

○保原会長

初めは全く非公式の話合いということで。

○桜井委員

前回のコメントについて、まだまとめていない。

○労災補償部長

私どもの中で相談させていただく必要もありましようしね。ちょっと時間をいただけませんか。

○保原会長

それではいま部長からちょっと話がありましたが、事務局のほうで、労使からまずご意見を伺って、その上で進めるようであれば話合いの場をもっていたとということで、いかがでしょうか。

まず労使から意見を出していただく。特に労側からいまそういうご要望がありましたから、労側で積極的に意見を出していただいて、それで事務局も世話をする。もし具体的な構想が出てくるようであれば、公式の場で議論をするということにしたいと思っております。

○久保委員

労側のほうで問題意識をもっておられる点について、現行の制度ではなくて、それに代わるものということでの問題意識を、もしいまおもちならご披露しておいていただきたいと思うのです。いまの制度ではなくて、いまの制度についての何か不備があるので、新しいやり方ということなのでしょうけれども、その点について、どういう問題意識をおもちなのか、もしありましたらご披露いただきたいと思うのです。

○保原会長

時間の関係で、あまり長くはお話していただけないと思っておりますので、これを2、3分でやれというのは無理でしょうけれども、ごく短くお話していただくか、あるいは次回に回していただく、次回というか、事務局のほうに何か文書を出していただいてももちろん結構です。

○中桐委員

2、3分話させていただきます。賃金確保の問題ですので、実は私が担当している分野ではありません。別の局がありまして、そこで、かねてからこの問題がありましたので、検討してきております。1つのコンセンサスとしては、我々の本来の主張は、独立した体系の中でつくるべきではないかというのが、欧米のいくつかの国を回って視察した結果ですが、それは日本的に考えてみて無理であろうということをお先ほども申し上げましたが、労災保険の中で一緒に徴収するということについては、それでいいのではないかと。ただ、いまの労働福祉事業の中に入っているとさっき申し上げましたが、膨らんだ場合に、条件が付いているので、どうしてもほかのものを圧迫してしまうということがありますし、その枠から出すということ、要するに上限がない形のものはないかというのが、いま大体構想しているところです。



実際に職場では、いま倒産がたくさん起きていますが、問題があることも含めて調べを進めていて、まとめれば、事務局のほうにもお出ししますし、それに基づいた、こういう対策が必要ではないかというようなことも提言できると思っております。いまの予定ですと、夏くらいまでにはまとまると思っております。

#### ○保原会長

使用者側のほうから何かございますか。さしあたりよろしいですか。

それではいまの件、平成 15 年度予算案の説明についてはよろしいでしょうか。特にありませんでしたら、次に進みます。議題 3 の「労災報告の適正化に関する懇談会報告」について、お願いします。

#### ○労災管理課長

資料 2 3、通し頁で 25 頁ですが、「労災報告の適正化に関する懇談会報告書」のご説明をしたいと思います。2 枚目、27 頁、「はじめに」ですが、労災かくし、ここに、「労働災害の発生事実を隠蔽するため、故意に労働者死傷病報告書を提出しないこと及び虚偽の内容を記載してこれを提出すること」を「労災かくし」と定義して、これが依然として多く見られるということが述べられております。国会においても、ここにありますが、平成 12 年の臨時国会で付帯決議がなされているという状況がございます。

このような状況に鑑みて、労使と行政によって労災報告の適正化に関する懇談会が開催されたものです。開催状況、参集者はご覧のとおりです。その内容について簡単にご説明します。次の 28 頁で、いわゆる「労災かくしとは」ということで、先ほど申し上げたような労災かくしについて定義をして、2 段目ですが、「このような労災かくしが多発する状況が続くと、被災労働者に対して適正な保護が行われないおそれがある」。「事業主に対して適正なメリット制が適用されなくなるおそれもある。さらに、労働災害防止対策を重点とする労働基準行政の的確な推進を揺がすことになりかねない」というふうに、問題提起してあります。

2 番目に、「労災かくしの具体的事例及び動機等」ということで、労災かくしの事例をいくつか述べておりますが、造船会社とか発電所の工事現場とか、虚偽の内容、あるいは全く出さないというような事例が述べられておりますので、これはちょっとご覧になっていただきたいと思っております。

次の 29 頁の(2)に、「労災かくしの動機及び発覚の端緒」ということで、労災かくしの動機が、労働災害を発生させた事業主に対する司法処分、労働基準監督署による警告及び是正勧告をおそれること。労働災害の発生により、労

災保険の保険料率が高くなることを懸念する。公共事業における指名停止等をおそれる。企業による無災害記録達成活動が中断されることをおそれる。下請け企業が元請企業に配慮する。労働基準監督署の調査を嫌うといったことが考えられる。

「発覚の端緒」としては、労働災害発生事業場の関係者からの聴取、被災労働者本人やその親族などからの相談、情報提供、労働基準監督署の職員による労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等の関係書類の突合、労働基準監督署による臨検監督などがあるというふうに掲げられております。

3番目に、「労災かくしの現状」で、ここでは総件数の推移を表にして掲げております。この10年間で大幅に増加しているということで、平成13年で見ると126件を数えているということです。

4番目に、「労災かくしに対する基本的施策」ということで、従来から掲げられていた対策を整理してあります。この同じ頁の下から2行目ですが、臨検監督、集団指導等、あらゆる機会を通じ、事業者等に対し、労働者死傷病報告書の提出を適正に行うよう指導を徹底するとともに、関係部署間で十分な連携を図り、労災かくしの把握に努める。それから、再発防止の徹底を図るために厳正な措置を講ずる」といったことを内容とした通達が、平成3年に発せられているということが述べられております。

具体的にその内容として、事案の把握及び調査、(2)として「事案を発見した場合の措置」等が掲げられています。

そういった基本的施策を受けて、さらに5番目として、「周知・啓発活動の実施」というのが、31頁の下から書かれていますが、32頁の中段より上のほうに、「以下のとおり労災かくしの排除に係る周知・啓発が行われてきた」ということで、(1)「周知・啓発に関する通達の発出」、具体的に事業主、労働者等に対する周知・啓発、企業トップへの啓発が行われているということです。

(2)として、32頁のいちばん下ですが、事業主団体等への文書、(いわゆる労災かくしの排除について)による要請ということで、ここにあるような対象団体に要請を行っているという状況です。

3番目として、ポスター、リーフレットの配布が行われているということです。33頁の6、「懇談会における労災かくしの排除に係る対策のとりまとめ等」、

(1)に、「以上のような労災かくしに係る状況、従来からの労災かくしの排除に係る対策及び懇談会での使用者側、労働者側との意見交換を踏まえ、平成14年3月29日、第3回懇談会において、「当面の労災かくしの排除に係る対策について」をとりまとめたということです。懇談会では、労災かくしの排除に向け、従来からの対策に加え、以下の対策を実施することとしたということで、(イ)として、「ポスター、リーフレットによる事業者等への周知・啓発」

をさらに図るということです。

次の最後の頁で、(ロ)として、厚生労働省ホームページに、「労災かくしの排除について」のホームページを設けて、これによる周知・啓発を図るということです。これはすでにホームページが設けられています。

(ハ)として、「都道府県市町村の広報誌・紙の活用による周知・啓発」。(二)に、「労災防止指導員の活用による労災かくしの排除」ということです。最後に、行政においては事業者、労働者等に対する周知・啓発、事案の把握及び調査、事案を発見した場合の懇談会において取りまとめられた対策及び通達の発出などにより、今後とも労災かくしの排除に一層強力に取り組んでいく」ということが提言されています。

これを受けて、昨年7月に、行政としても関係課が連携して、都道府県労働局へ通達を発出しているところでございます。

#### ○保原会長

ただいま課長から説明がありました。労災報告の適正化に関する懇談会報告について、ご質問ご意見がありましたらお願いします。

#### ○佐藤委員

率直に申し上げて、これには隣にいる中桐委員も出ていますし、私どもの組合の労働対策部長も出ているわけですが、人も入れ替わっていますから、過去の人のことを言うのはおかしいですが、こういう委員会を労働省が責任をもって労使から集めて、いろんな論議をされている。いつまで経っても報告書が出ない。再三、報告書を出すように要望して、それでようやくこの報告書ができたのです。

この27頁を見ていただくと、第1回の会合は平成13年12月、第2回は平成14年2月、第3回は同じ平成14年の3月29日。はっきり言って、1年前にもう大体終わっているわけです。そこで論議されたものが公式に出たのがこれで、8月です。今日は審議会ですから、こういう報告で、中身のことは言いませんが、もともとを言うと、建設業におけるメリット制の、メリット幅の拡大の問題でかなり議論になったわけです。そのことが労災隠しにつながるんだという認識で、当局もこれを設置されている。それにもかかわらず、そこで慎重な議論が行われて、こういう報告書が、こんな時期にしか出ないというのは、ちょっと行政としていかななものかと思えます。

いまの課長の前の課長のときですから、もう知らないよということになるかもしれませんが、強く要望したのです。それでやっと報告書ができた。

私はそういうやり方というのは、この審議会ですらいろいろ議論されたことによ

って生まれた懇談会そのものを、行政の側が軽視しているのではないか。そういうふうに思って、いろんな幹部の方にも申し上げました。

この中身は、これでそれぞれ納得なさったのだと思いますから言いませんが、ちょっとこの報告書が出る時期の問題といい、問題意識が根本から違っているのではないかと、そこは非常に不満に思いましたので、今日は公式の席ですから一言申し上げておきます。

#### ○労災管理課長

労災保険のメリット制度が、そういう問題意識をもたれて国会でも議論になったということは承知しておりますが、メリット制度そのものは、全く別の目的の、別個のものだというふうに私どもは認識しております。

ただ、委員のお話のように、確かにこの報告書なり審議会へのご報告が遅れたということは、確かにそのとおりですので、今後よくその点については注意して、もうちょっと迅速に対応していきたいと思っております。

ただ、行政としては、決して労災かくし対策について軽視しているわけではありませんで、実は昨日も全国の都道府県労働局の幹部を集めた会議があって、私から、労災かくしが起こらないようにしっかりやってほしいという指示を行いましたし、今日も実は全国の監督課長会議があって、その関係で監督課長もこの場に参加できなかったのですが、監督課長のほうからも厳しく指示をするというふうに聞いておりますので、この労災かくし対策についてはしっかりやっていきたい、確実に進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○保原会長

前の課長のときですが、佐藤委員がおっしゃったように、実は建設業等のメリット制度の改正との関係で、労災かくしがここで議論されたのですが、それがきっかけになっているのは確かなのです。そういうことはありましたが、とにかく役所として、できるだけ迅速に文書を作成して公表していただくことをお願いしたいと思います。

ほかに何かございませんか。

それでは議題4に移ります。「じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについて」、補償課長からご説明をお願いします。

#### ○補償課長

資料4に従ってご説明いたします。「じん肺有所見者に発生した原発性肺がんに係る業務上外の認定」については、医療実践上の不利益の観点から、じん



肺管理区分が管理4の者に発生した肺がんについて、業務上疾病として取り扱っていましたが、平成14年3月に補償の対象を拡大して、管理3の者に発生した肺がんについても業務上疾病ということで補償することとしております。

しかしながら、平成14年10月に、これは安全衛生部に設置された会議ですが、肺がんを併発するじん肺の健康管理等に関する検討会において、じん肺と肺がんは医学的関連性を有しているという報告がとりまとめられたわけです。これを受けて、厚生労働省としては、この新しい知見を踏まえて、じん肺法に基づく合併症として原発性肺がんを追加すること等を内容とするじん肺法施行規則、及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を公布して、今年4月1日から施行することとしているわけでございます。

2頁目は、まず下の段で、じん肺法第23条で、じん肺管理区分管理4と決定された者及び合併症にかかっていると認められる者は療養を要するということで、管理4と合併症については療養を要するという定義がされております。

じん肺法施行規則第1条で、合併症の定義があって、管理2、管理3と決定されたものに係るじん肺と合併した次に掲げる疾病ということで、6号で、原発性肺がん、これを今年4月から追加するというようにしているわけです。

これを受けて、労働基準法の適用の関係ですが、いちばん上のほうの条文で、療養補償の規定の中で、「業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める」。この施行規則で、「業務上の疾病は別表第1の2に掲げる疾病とする」。別表第1の2で、「じん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に掲げる疾病」ということになっていて、原発性肺がんについては、4月1日からこれによって業務上疾病として補償の対象となるということです。

ただ、労災補償上の措置としては、すでにじん肺と肺がんの医学的関連性が明らかにされた時点で、被災労働者等を救済する必要性があるということを考えていて、これは改正省令を待たずに、平成14年11月に局長通達を出して、従来の管理3、管理4に加えて、管理2の者に発生した肺がんに関しても業務上疾病として取り扱うということで、37頁以降の通達を発出したところでございます。

○保原会長

この件について、何かございますか。

○中桐委員

今年4月から省令が公布されるということですが、新たに労災補償の対象となる方々で、職場にいる方々についてはあまり心配しておりませんが、高齢で自宅で療養しているとか、地域の中にいるという方々について、なかなかこう



いうものができたという、制度を知ること自体が難しいだろうと思っております。

いま厚生労働省のほうでも、さまざまな広報活動を検討されていると聞いていますが、予算が大変少ないというような悩みをお聞きしましたが、1年間だけで皆さんに伝わるとは思いませんし、是非、複数年にわたっていろんな形での広報活動ができるように、今後の予算の話もするところなので、そういう措置をお願いして、少なくとも3年から5年くらいは、ある周知期間なども設けながら、いろんな広報活動をしてもらうというようなことを是非お願いしたいと思っております。

○補償課長

周知・広報については、適切な方法でやっていきたいと思っております。

○保原会長

そのほかございませんか。

それではこちらで用意した議題はこれで終わりですが、何かこの機会に議題として取り上げるべきことがありましたら、お願いします。

特にありませんようでしたら、労災補償部長からご挨拶いただきます。

○労災補償部長

本日は労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正省令案要綱並びに労働者災害補償保険法施行規則の一部改正省令案要綱、いずれも大変慎重にご審議をいただき、またご了承をいただき、まことにありがとうございます。私どもとしても、これに基づいて、所要の準備を進めさせていただいて、施行に万全を期していきたいと考えております。

また、平成15年度の労災勘定予算について、縷々ご説明をしたところでございます。成立し次第、各施策の的確な実施に努めてまいりたいと考えております。

また併せて、本日、この当審議会、労災保険部会の運営等の面でも、さまざまな貴重なご意見をいただいたところです。私どもも皆様方のご意見を十分踏まえて、さらに的確な形で対応させていただきたいと考えているところでございます。

いずれにしても、今後とも委員の皆様方のご弁達、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。最後のご挨拶に代えさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○保原会長

本日はこれで終了させていただきます。本日の議事録署名委員については、労働者側代表として真島委員、使用者側代表として紀陸委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 署名委員

